

一宮市健康保険組合及び愛知県九市健康保険組合の解散に伴い、愛知県都市職員共済組合職員の職員となる者の身分取扱に関する規程

○ 一宮市健康保険組合及び愛知県九市健康保険組合の解散に伴い、愛知県都市職員共済組合の職員となる者の身分取扱に関する規程

平成 21 年 11 月 4 日
(平成 21 年規程第 8 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、平成21年11月30日に現に一宮市健康保険組合又は愛知県九市健康保険組合（以下「健康保険組合」という。）の職員であって、平成21年12月 1 日（以下「引継日」という。）に引き続き愛知県都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）に採用した職員（以下「引継職員」という。）の身分取扱に関する特例を定めることを目的とする。

(初任給)

第 2 条 引継職員が適用を受ける職務の級は、その者が健康保険組合において引継日の前日に現に格付けされていた職務の級に相当する職務の級とする。

2 前項に規定する職員の号給は、その者が健康保険組合において引継日の前日に現に支給されていた給料月額に相当する前項により格付けられた職務の級における給料月額（それに相当する額の給料月額がないときは、その額の直近上位の給料月額）の号給とする。

(期末手当及び勤勉手当計算の基礎)

第 3 条 引継職員の引継日以降最初に支給される期末手当及び勤勉手当のそれぞれの計算の基礎となる在職期間は、その者の引継日前に引き続き健康保険組合に在職した期間を共済組合に在職した期間とみなして計算する。

(勤続期間の取り扱い)

第 4 条 引継職員の勤続期間が要件となる身分取扱いにおけるその者の勤続期間は、その者が健康保険組合に採用された日を共済組合に採用された日とみなして取り扱う。

(勤務実績等の取り扱い)

第 5 条 引継職員の実績等が要件となる身分取扱いにおいて、当該取扱いの勤務実績等判定期間が、その者の引継日前に引き続き健康保険組合に在職した期間に及ぶ場合には、その者の当該健康保険組合在職期間中の勤務実績等を共済組合の勤務実績等として取り扱う。ただし、これにより他の職員と著しく均衡を失することとなる場合においては、必要な調整をすることができる。

(休暇等)

第 6 条 引継職員に付与する休暇及び職務に専念する義務の免除等の日数等については、その者が引き続き健康保険組合に在職した場合に付与される日数等と同様とする。

(未払いの給与)

一宮市健康保険組合及び愛知県九市健康保険組合の解散に伴い、愛知県都市職員共済組合職員の職員となる者の身分取扱に関する規程

第7条 引継職員の健康保険組合在職中の勤務に対する給与で未払いのものは、共済組合で支給する。

(給与改定)

第8条 引継職員の平成21年度における給与改定は、その者が健康保険組合在職中に受けた給与を共済組合から受けたものとみなして、共済組合に準じて実施する。

(委任)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。